

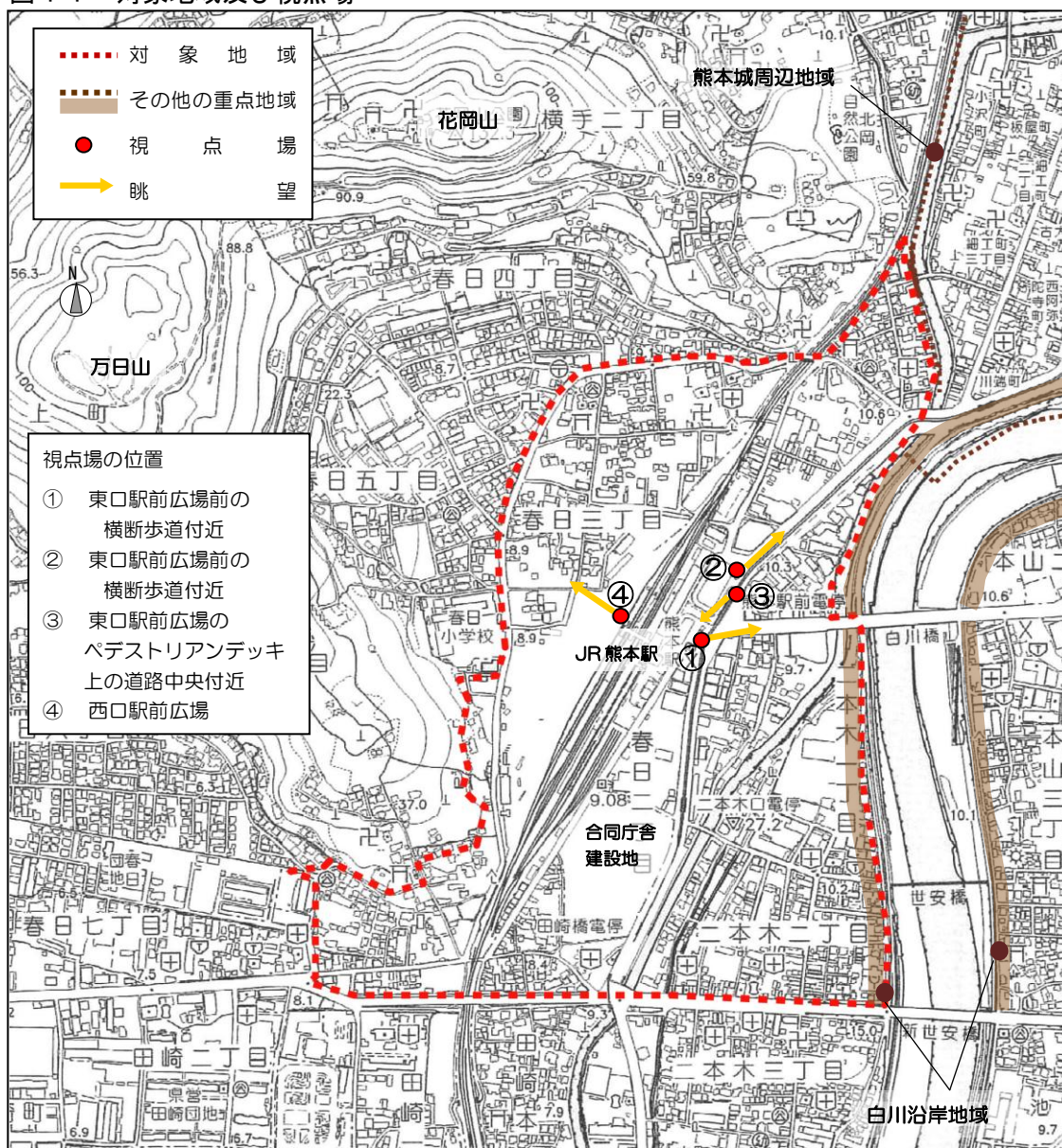
⑤熊本駅周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約66ha

熊本駅周辺地域では、本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいの感じられる景観形成を図るため、駅前広場等からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

1) 対象地域及び視点場

対象地域は、下図で示す熊本駅周辺の東西の街区とします。

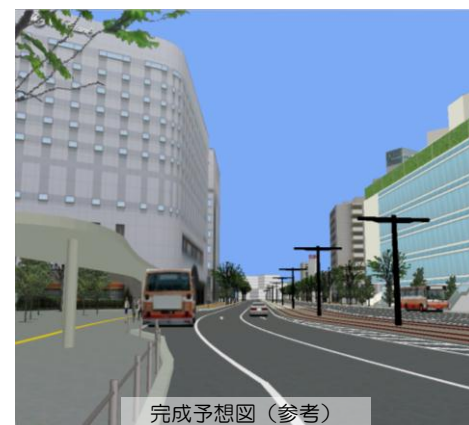
図11 対象地域及び視点場



東口駅前広場から白川橋方面への眺望 視点場①：東口駅前広場前の横断歩道付近



東口から熊本城方面への眺望 視点場②：東口駅前広場前の横断歩道付近



東口のペDESTリアンデッキ（立体横断施設）上から南西方面への眺望

視点場③：東口駅前広場のペDESTリアンデッキ上の道路中央付近



※完成予想図は、実際とは異なる場合があります。



2) 景観形成基準

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」(熊本県・熊本市)を参考とすること。</li> </ul>																																			
	色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。</li> <li>樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。</li> <li>歩道部分の舗装に用いられるブロック等や街路樹の緑の色彩を意識し、それらと調和する色彩計画となるように努めること。</li> <li>対比効果の大きい色彩(色相・明度・彩度)の組合せは避けるように努めること。</li> </ul> <p>「地域で推奨する色彩」 (マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明灰色</td> <td>N</td> <td>8以上9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中灰色</td> <td>N</td> <td>6以上8以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">8以上10以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">5以上8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鮮明色</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="3">全域</td> <td>6を超える</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4を超える</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>2を超える</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8以上9以下	—	中灰色	N	6以上8以下	—	明穏色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	1以下	中穏色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	1以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	6を超える	Y系	4を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8以上9以下	—																																		
中灰色	N	6以上8以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下																																		
中穏色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR系	全域	6を超える																																		
	Y系		4を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える																																		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>色彩・材料</p> <p>地域で推奨する色彩          使用できない色彩 (変更命令の対象)</p>
<p>敷地の緑化</p>	<p>・沿道土地利用によって創出されるオープンスペースを活用して、緑化に努めること。</p>

—参考—

大規模屋外広告物の景観形成基準 (第5章参照)

<p>屋外広告物の表示、設置、変更又は改造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西の駅前広場及び電車通りとの境界から100メートル以内には、屋上広告(自家用広告物を除く。)の掲出はしないこと。</li> <li>・東西の駅前広場に面して、立看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。</li> <li>・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。</li> <li>・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。</li> <li>・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、緑の色彩を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。</li> </ul>
---------------------------	---